

15歳以下の3人目以降のお子様の学校給食費を無償にします

市では、令和5年4月から少子化対策及び多子世帯への子育て支援の一環として、15歳以下のお子様のうち3人目以降の給食費を無償とし、経済的負担の軽減を図ります。

対象となる方

以下の全てに該当する方が対象となります。

- ・児童生徒が市内に住所を有すること。
- ・生計を一にする義務教育の課程に在籍する子が3人以上であり、15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子（中学3年生以下）から数えて3人目以降の児童生徒であること。
- ・無償の対象となる3人目以降の児童生徒が市立小中学校に在籍していること。
- ・生活保護や就学援助等の公的扶助制度により給食費に相当する額の給付を受けていないこと。
(特別支援教育就学奨励金の援助を受けている場合は無償の対象となります)

対象となる例 無償の対象者は□で囲んでいます。

	第1子	第2子	第3子	第4子
例1	中学生	小学生	市立小学生	
例2	中学生	中学生	市立小学生	市立小学生
例3	中学生	小学生	私立小学生	
例4	小学生	小学生	市立小学生	幼稚園
例5	高校生	中学生	中学生	市立小学生
例6	高校生	中学生	小学生	
例7	大学生	中学生	小学生	市立小学生
例8	大学生	高校生	中学生	小学生

※第1子・第2子…市立・私立は問いません

その他

対象となる方には、5月頃に個別にハガキにて通知をいたします。

(保護者からの申請や手続きは不要です)

該当されている方で減額されていない場合や通知が届かない場合は、下記までご連絡ください。

<問合せ先> 朝霞市教育委員会学校給食課（溝沼学校給食センター内）

TEL 048-451-0370 FAX 048-451-0372 メール：gakko_kyusyoku@city.asaka.lg.jp